JACDS ダイレクトニュース

発行:日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

新型コロナウイルス感染拡大防止のため薬局設備にも補助 (その3)

■ 新型コロナウイルス感染症対策の一環として薬局における感染防止設備などに対する補助制度が実現する旨を先般ご連絡しましたが(5月27日JACDSダイレクトニュース第37号及び同28日第38号)、このたびその詳細が別添の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」により明らかになりましたので、お知らせいたします。

薬局に関する部分の概要と留意事項※は次のとおりです。

- 対象 (9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保 事業(前回送付の厚労省 PR 版によれば派遣薬剤師の旅費・宿泊費等) ※ 派遣先となる薬局は日常生活圏域(中学校区)に1件のみ所在する薬局に限定
 - (13) 新型コロナウイルス感染症により体業等となった医療機関等に対する継続・再会支援事業 整備対象事業は(ア) HEPA フィルター付き空気清浄器、(イ) 消毒経費 ※支援対象薬局日常生活圏域(中学校区)に1件のみ所在する薬局に限定
 - (19) 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業薬局の感染拡大防止対策の例:
 - ①共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備
 - ②動線の確保やレイアウト変更、薬剤交付順の工夫等
 - ③電話等情報通信機器を用いた服薬指導や薬剤交付等できる体制の確保
 - ④事前予約や掲示等による適切な薬局内対応の周知・協力要請
 - ⑤感染防止のための故人防護具等の確保
 - ⑥医療従事者の院内感染防止対策(研修、健康管理等)

補助率 10/10 (19)の事業については上限あり(1薬局ごとに70万円)

■ 支援事業の実施主体は都道府県ですので、都道府県に補助申請することになります。今回の「実施要綱」以上の詳細は都道府県にご照会ください。

(文責:中澤)

別添資料

(実施要綱) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱

日本チェーンドラッグストア協会 事務局

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10楓第2ビル4階 TEL、045-474-1311 FAX、045-474-2569